

第9回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	日南田貴美	5番	宮丸 和也	6番 安井 弘之
	7番	鈴木 義昭	8番	石井 裕士	9番 島津 健治
	10番	上野 悟	11番	桜井 陽子	12番 得納 逸二
	13番	立石 浩一	14番	兼国 幸秀	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之
6. 議事日程

第1 付議事項

- | | |
|--------|--|
| 議案第39号 | 農地法第3条の規定による許可申請について(3件10筆) |
| 議案第40号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(3件4筆) |
| 議案第41号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定) |
| 議案第42号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式) |

第2 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について(2件2筆)
- (4) 農地台帳への登録について(3件4筆)
- (5) 農地法第4条の規定による許可申請の取消しについて
- (6) 農業相談について

第3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長1番 内海 武博)

(開会 13時26分)

事務局 定刻より、少し早いんですが、皆さんお揃いということなので、ただ今から総会を開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第9回総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、5番宮丸 和也委員さん 6番安井 弘之委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」 3件

(付議事項)

議長 次に、付議事項に入りますが、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくお願い致します。

(議案第39号)

議長 それでは、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について(3件10筆)」を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受入)	現地調査委員	地積
■	■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいないため (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利のため (譲受人が耕作人のため利用権合意解約不要)	小池栄 小池要 松田	1,937㎡
■	■	(渡) 譲受人から依頼があったため (受) 既存経営地の隣接地であり、耕作に便利のため	小池栄 小池要 松田	1,388㎡

<p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>	<p>■■■■■</p>	<p>(渡) 遠方に居住しており財産処分するため</p> <p>(受) 法人で利用権設定して、耕作中だが、譲渡人からの依頼もあり、所有権を得て安定した経営を行うため</p> <p>(譲受人が耕作人のため利用権合意解約不要)</p> <p>(譲受人は、農地所有適格法人)</p>	<p>村田</p> <p>宮迫</p> <p>柳島</p>	<p>10,849 m²</p>
---------------------------	--------------	--	-------------------------------	-----------------------------

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目・2 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい、まず、No.1 ですが、9 月 18 日の 9 時 20 分に、松田委員、小池要治委員、私と 3 名で現地確認をしました。申請地については、今年も水稻の作付がされ、草刈管理もされていました。その他特に気になる点はありません。No.1 に続いて No.2 も 9 時 25 分に現地確認をしました。申請地については、今年も水稻の作付がされていりませんが、草刈管理がされていました。その他特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目について朗読説明。)

議長 はい。3 件目について村田委員さんより報告をお願いします。

村田委員 失礼します。9 月 19 日 11 時に、現地調査員 3 名で現地確認を行っております。申請地については水稻、一部大豆が作付をされておりまして、特に気になる点はございませんでした。以上、報告いたします。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい。6 番委員さん。

6 番 6 番安井です。今ではどこでも、こういうことは多いと思うんですけど、農事組合法人「■■■■■」というのは、田圃を放棄する所から、法人名義というか、組合がどんどん所有していくという方針なんですかね。株式会社とか有限会社とかいうのとは違って、組合ですよ？どういった最終的な処理をするのか分かりませんが。

議長 はい。事務局から。

事務局 はい。今回の許可申請の関係で許可妥当と判断されましたら、この許可証を

持ちまして、所有権の移転登記を「農事組合法人[]」で所有権を登記簿上「農事組合法人[]」の所有になるということになります。現在、利用権設定して作っているところではありまして、その中から譲渡人の方から、処分したいので購入してほしいというようなご相談が、法人の方にあつて、法人の中で検討されて、法人で購入しようということになりましたので、この度、3条申請の方、提出されていると確認させていただいております。今後どうなるのかというところはあるとは思いますが、基本的には農事組合法人の所有農地になりまして、引き続き管理、作付等行いながら、営農していくと考えられます。以上です。

議長 よろしいですか。

6番 はい、ありがとうございました。

(事務局長より補足説明の依頼)

事務局 農地の取得できる法人というのが、農地所有適格法人という法人になります。これは、農地所有適格法人の要件がございまして、売り上げの半分以上が農業になっていること、常時従事の役員さんの日数が、150日間以上あることと、理事の関係についても同じく60日以上というような要件がありまして、その要件に合致する方が、株式会社であろうと有限会社であろうと、農事組合法人だとしても、その要件に合致しない限りは、農地所有適格法人と認められませんので、農地を所有することは出来ないとなっております。

議長 今の説明でいいですか。

6番 はい、ありがとうございました。

議長 はい、ほかに質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第40号)

議長 それでは、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について(3件4筆)」を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集16ページをご覧ください。議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (所有権移転)	■■■■■■■■■■	畑 1 筆 302 m ²	太陽光発電設備	小池栄 小池要 松田	第 3 種農地 農振地域外
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (所有権移転)	■■■■■■■■■■	畑 1 筆 283 m ²		小池栄 小池要 松田	第 3 種農地 農振地域外 (始末書添付)
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ (所有権移転)	■■■■■■■■■■	田 2 筆 2,758 m ²	太陽光発電設備	小池栄 小池要 松田	第 2 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目・2 件目・3 件目について朗読説明。)

議長 はい。1 件目から 3 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい。9 月 18 日の 9 時 35 分に松田委員、小池要治委員、私の 3 名で No. 1 と No. 2 の現地確認をしました。申請地の No. 1 と No. 2 は、隣接する農地で土地の造成は行わず、整地のみを行います。土砂の流出、崩壊等は特に被害を生じる恐れはないので、現状のまま使用します。周辺農地の日照や通風についても、特に影響は出ません。用水は必要としません。雨水は自然流下としますが、現在被害は発生していません。汚水は発生しません。周辺への被害が生じた場合は、速やかに対応して、法面を含め、年 2 回から 3 回の草刈りを実施します。引き続き 3 名で No. 3 の現地確認をしました。申請地は土地の造成は行わず、整地のみを行います。土砂の流出、崩壊等は特に被害を生じる恐れはないので、現状のまま使用します。周辺農地の日照や通風についても、特に影響は出ません。用水は必要としません。雨水は水路に放流します。汚水は発生しません。周辺への被害が生じた場合は、速やかに対応して、法面を含め、年 2 回から 3 回の草刈りを実施します。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、5 番委員さん。

5 番 5 番宮丸です。別な太陽光発電の設置の時にもお話しましたが、図面を見るとすぐ隣に住居、住んでおられる方がいらっしゃると思います。農地については問題ないと思いますが、近隣の方への承諾とか、そういうものが得られているのか教えてください。もう 1 点、これは、21 ページ、資料 21 ページのところ、図面が載っておりますが、■■■■■■■■■■という地番、ここは農地ではなく、現在どういう状態であったのか教えてください。当該農地とは違う農地

だったんですか。それから3点目、最後ですが、同じく21ページにフェンスの高さが148と書いてあります。フェンスの長さですね、農地を含めたすべてを囲われる訳ですけどこの高さについては、フェンスの高さについては、何か規定があるんですか。特に、家が近いので聞いてみたく、質問しました。以上です。

議長 それでは事務局より。

事務局 はい、まず1件目の承諾の関係でございますが、こちらは、農業委員会で定めていただいておりますガイドラインに基づきまして、隣接農地は勿論のこと、宅地等、その他、住まわれている方の同意は得ていただいて併せて、許可申請書と合わせて提出の方していただいております。続いて2点目の質問になりますが、21ページの■■■■■につきましては、現状は、山林化等しております。昨年度に非農地通知ということで送付の方させていただきました。農地ではないということで農業委員会としては判断させていただいております。最後のフェンスの高さなんです、高さは、1メートル20センチでさせていただきます。こちら多分、特段何センチかという規定はございませんが、標準的なサイズが、120、ごめんなさい、1200ということになっていると思います。以上です。

5番 ありがとうございます。良く分かりました。

議長 ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第41号)

議長 それでは、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第41号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」ご説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

甲山地区 1筆 2,358㎡ 合計 1筆 2,358㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 42 号)

議長 続きまして、議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画について（一括方式）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは、別冊議案第 42 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集積になります。2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明)。

甲山地区 4 筆 6,076 m² 合計 4 筆 6,076 m²

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい。原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくをお願いします。

(議長交代 2 番 作田 博)

(13 時 52 分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項 (1) については冒頭に報告がありましたので、報告事項 (2) 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (2) 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 11 件
議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (3) 「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (3) 「非農地証明申請について」 2 件 2 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (4) 「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(4)「農地台帳への登録について」 3件4筆
議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 それでは、報告事項(5)「農地法第4条の規定による許可申請の取消しについて」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項(5)「農地法第4条の規定による許可申請の取消しについて」 1件
議長 事務局からの説明が終わりました。
議長 それでは、報告事項(6)「農業相談について」事務局より報告を求めます。
事務局 報告事項(6)「農業相談について」 1件
議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい、それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡
議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 「能登半島地震義援金」について報告
議長 はい、それでは、委員の方から何かありますか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第9回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14時20分)